

鳥取県松くい虫等防除事業費補助金交付要綱

制 定 平成12年4月4日付森保第15号
最終改正 令和7年3月24日付第202400317605号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県松くい虫等防除事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付47林野政第640号）、森林病虫害等防除事業実施要領（昭和57年4月5日付林野保第122号林野庁長官通達）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、森林病虫害等を駆除し、かつ、そのまん延を防止し、もって森林の保全を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第2欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う同表の第1欄に掲げる者、又は同表の第1欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に係る事業量に同表の第6欄に定める単価を乗じて算出された額の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）を、同表の第5欄によって算定した額（同表の第6欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当っては、県内業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、交付決定前着手届（様式第1号）を提出した施行地については、補助金の交付決定前であっても事業に着手することができる。

3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかで

ないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額を別表の第5欄によって算定した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

5 本補助金の交付を受けようとする者が地方公共団体であるときは、前項及び第1項の規定に定める交付申請の際に環境負荷低減チェックシート（様式第4号）を添付するものとする。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日（適正化法第2条第4項に規定する間接補助金（以下「間接国費補助金」という。）に該当する場合にあっては、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数）が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

（間接交付の条件）

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項の間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するに当たり、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容及び次項の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

2 当該間接補助事業により整備した森林について、当該事業地の全部又は一部を森林以外の用途へ転用（当該事業地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）を行う行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る森林に対して交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること（天災等不可抗力によるものとして農林水産部長が認めたときを除く。）。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）補助事業者が行う対象事業に係る別表第7欄に定める変更

（2）間接補助金の減額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数」とあるのは「その変更等について農林水産大臣の承認を申請してから当該承認を受けるまでの日数」と読み替えるものとする。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- （1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は、中止若しくは廃止の日から60日を経過する日又は対象事業の完了予定日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
 - （2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業の完了予定日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第6号により地方事務所の長に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、地方事務所の長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第11条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者を支払わなければならない。

（処分を制限する期間等）

- 第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数」とあるのは「その処分について農林水産大臣の承認を申請してから当該承認を受けるまでの日数」と読み替えるものとする。

（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により、事業区域を所管する地方事務所の長に提出する書類は1部とする。

（雑 則）

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年5月26日から施行し、平成16年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年8月16日から施行し、平成17年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成19年12月20日から施行し、平成19年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成20年4月11日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成21年9月2日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成22年4月13日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年7月10日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年12月2日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年3月25日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和3年6月30日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和5年9月14日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表(第3条、第7条関係)

松くい虫等防除事業の補助対象経費等

1 事業実施主体		2 対象事業				3 補助対象経費	4 間接 交付主体	5 補助率	6 補助金の 額	7 重要な変更
		事業区分								
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4					
市町村	松くい虫 防除事業	—	特別防除		薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	—	1/2 高度公益機能森林 内で行うものにつ いては、6.5/10	3 欄に掲げる 補助対象経費 に5 欄の補助 率を乗じて得 た額	1 森林病害虫等防 除事業（樹幹注入 をいう。）及び松 くい虫防除事業間 の事業費の流用 2 事業費の30%を 越える増減 3 防除方法別（事 業区分3のうち防 除に付帯する事業 を除く）事業量の 30%を越える減少 4 事業間（事業区 分3）で30%を越 える事業費の増減	
			地上散布	一般散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費		1/2			
				スプリンクラー散 布	薬剤費、薬剤散布費、設置費、資材費及び事 業雑費					
			防除に付 帯する事 業	被害防止対策	賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使 用料、賃借料及び備品購入費	—	1/2 高度公益機能森林 内で行うものにつ いては、6.5/10、 高度公益機能森林 内の地上散布にか かるもの2/2			
				被害木探査事業	賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及び 賃借料		1/2			
			伐倒駆除	薬剤散布型	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費又ははく 皮・集積・焼却費及び事業雑費		—			
				くん蒸型	薬剤費、くん蒸費（集積費及び被覆資材費を 含む。）及び事業雑費					
				特別伐倒駆除	伐倒費、搬出・運搬費、破砕費、焼却費及び 事業雑費					
				被害拡大未然防止 対策緊急防除	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	—	1/2 高度公益機能森林 内で行うものにつ いては6.5/10			
			農薬飛散調査	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託 料、使用料、賃借料及び備品購入費						
			樹幹注入	薬剤費、薬剤注入費及び事業雑費	3/4					

1 事業実施主体		2 対象事業				3 補助対象経費	4 間接 交付主体	5 補助率	6 補助金の 額	7 重要な変更
		事業区分								
		区分1	区分2	区分3	区分4					
市町村		政令指定 病虫害等 防除事業	ナラ類等 せん孔性 害虫	カシノナ ガキクイ ムシ駆除	伐倒搬出	伐倒費、薬剤費、くん蒸費、焼却費(必要な 搬出費及び運搬費を含む。)、撤去費及び事 業雑費、誘因捕殺費、賃金及び資材費	—	1/2	3 欄に掲げる 補助対象経費 に5 欄の補助 率を乗じて得 た額	1 森林病虫害等 防除事業及びナラ 枯れ対策事業間の 事業費の流用 2 事業費の30%を 越える増減 3 防除方法別(事 業区分3)事業量 の30%を越える減 少 4 事業間(事業区 分3)で30%を越 える事業費の増減
					伐倒くん蒸					
					立木くん蒸					
					カシナガトラップ法					
					その他					
	カシノナ ガキクイ ムシ 防除	立木シート被覆 根株シート被覆 樹幹注入 被覆したシートの撤 去 その他	薬剤費、賃金、資材費、シート被覆費、撤去 費、需用費及び備品購入費	—						
	林内被害木調査		賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及び 賃借料、資材購入費、撤去費	—						
(1) 森林組合等 林業事業体 (2) 森林所有者				ナラ枯れ若返り対策	伐採及び伐採木の搬出に要する経費	伐採面積1ha 当たり20万円	市町村	定額	事業費の増額	
(1) 森林所有者 (2) 海岸マツ林保 全活動実施民間団体		民間活力 による防 除対策事 業		海岸マツ林被害跡地植栽	需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借 料、資材購入費、撤去費		—	9/10	3 欄に掲げる 補助対象経費 に5 欄の補助 率を乗じて得 た額	事業費の増額

(注1) 松くい虫防除事業のうち特別防除及び被害拡大未然防止対策緊急防除とその事前調査におけるヘリコプターを使用する空中作業は第3条第3項の対象外とする。

(注2) 注1の事業を除く国庫補助事業に該当しない事業区分において、補助対象経費に委託料を含む場合は県内業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情により県外業者への発注を行う必要があるときは、事前に理由を記した書面により協議することとする。

(注3) 撤去費は、過去設置したものを撤去する場合に限る。

(注4) カシノナガキクイムシ駆除のうち、枯損木の駆除に併せて行う穿入生存木（周辺穿入木）の駆除については次の要件を満たすものとする。
ア 駆除対象枯損木を中心として概ね半径30mの範囲にある穿入生存木であって、フラスの排出が確認されるもの。
イ 周辺穿入木の駆除方法は、伐倒搬出、伐倒くん蒸、立木くん蒸のいずれかとする。

(注5) 海岸マツ林被害跡地植栽に係る経費については、現場で用いる資機材に係る費用を対象とし、労務費は含まないものとする。

様式第 1 号(第 4 条関係)

番 号
(元号) 年 月 日

職 氏名 様

申請者 住所
名称及び代表者の氏名

(元号) 年度鳥取県松くい虫等防除事業費補助金交付決定前着手届

鳥取県松くい虫等防除事業費補助金交付要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、下記の条件を了承の上、別紙のとおり提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。

様式第 1 号(第 4 条関係) 別紙

1 交付決定前の着手を必要とする理由

2 事業計画 (単位：円)

施行地	事業区分	負担区分			現地着手 予定日
		国費	県費	計	
		円	円	円	
計					

様式第2号（第4条、第8条、第10条関係）

年度鳥取県松くい虫等防除事業計画（報告）書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業実施期間
- 4 事業計画書

（1）総括表

（単位：円）

区分		事業費	負担区分				備考
			国費	県費	市町村費	その他	
松くい虫防除事業	特別防除						
	地上散布						
	防除に付帯する事業						
	伐倒駆除						
	農薬飛散調査						
	樹幹注入						
小計							
政令指定 病虫害等 防除事業	ナラ類等 せん孔性 害虫	カシノナガキクイムシ 駆除					
		うち周辺木駆除					
		カシノナガキクイムシ 防除					
		林内被害木調査					
		ナラ枯れ若返り対策					
小計							
民間活力による 防除対策事業		海岸マツ林被害跡地 植栽					
合計							

（注）別表注2に係るものについては県外業者への発注が必要と判断した時点で備考欄に「県外」を記入し、別途、県外業者への発注を行う理由を記した書面を提出し、協議すること。

(2) 事業計画明細表

ア 松くい虫防除事業

(ア) 特別防除・地上散布・伐倒駆除

(単位：円)

防除 方法	事業量 (ha、m3)	事業費	負担区分				備考
			国費	県費	市町村費	その他	
計							

(注) 備考欄には、数量及び事業費の積算等を記入すること。

(注) 位置図 (10,000分の1) を添付のこと。

(イ) 防除に付帯する事業

(単位：円)

区分	事業量	事業費	負担区分			
			国費	県費	市町村費	その他
被害防止対策						
被害木探査事業						
計						

a 被害防止対策

(単位：円)

事業内容	数量	単価	事業費	備考
計				

(注) 備考欄には、数量及び事業費の積算等を記入すること。

b 被害木探査事業

(単位：円)

実施地区	事業内容	探査対象 松林面積	単価	事業費	備考
計					

(注) 備考欄には、数量及び事業費の積算等を記入すること。

(ウ) 農薬飛散調査

(単位：円)

実施地区名	内容	数量	事業費	備考
計				

(注) 備考欄には、数量及び事業費の積算等を記入すること。

(エ) 樹幹注入

(単位：円)

実施地区名	面積	本数 (松)	事業費	備考
計				

(注) 備考欄には、数量及び事業費の積算等を記入すること。

イ 政令指定病虫害等防除事業

(ア) 駆除・防除・林内被害木調査

(単位：円)

森林病虫害 等の区分	森林病虫害 等別防除方 法別区分	数量	事業費	負担区分				備考
				国費	県費	市町村費	その他	
計								

(注1) 備考欄には、数量及び事業費の積算等を記入すること。

(注2) カシノナガキクイムシ駆除のうち周辺穿入生存木駆除については、数量及び事業費の内数を括弧書きで記入すること。

(イ) ナラ枯れ若返り対策

事業実施主体	森林所有者 氏名	施行地の状況							伐採計画（実績）		更新計画		事業費 (円)	備考
		市町村	大字	字	地番	保安林 普通林 の別	主な 樹種	林齢	ナラ枯れ 枯損有無	事業量 (ha)	伐採 時期	天然更 新・人工 造林の別		
計														

(注1) 主な樹種は、ナラ枯れ被害対象樹種とし、コナラ、ミズナラ、クスギ、アベマキ、カシワから該当するものを選択し（複数可）、記載すること

(注2) 伐採時期は、「〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月」と記載すること

(注3) 伐採面積は、小数点以下第2位まで記載すること。

(注4) 添付資料

交付申請時 位置図（縮尺5万分の1程度の地形図に位置を記載したもの）、施業図（縮尺5千分の1程度）、現況写真（施行地全体、林内）、保安林伐採許可
実績報告時 施行地の実測図、測量データ、施工写真（施行地全体、事業実施中、事業実施後）、搬出木出荷

ウ 民間活力による防除対策事業

海岸マツ林被害跡地植栽

事業実施主体	森林所有者 氏名	施行地の状況							植栽計画					事業費 (円)	備考
		市町村	大字	字	地番	保安林 普通林 の別	前生 樹種	林齢	植栽 樹種	事業量 (ha)	植栽数 (本)	樹種の 植栽割合	植栽 時期		
計															

(注1) 植栽面積は、小数点以下第2位まで記載すること。

(注2) 添付資料

交付申請時 : 位置図（縮尺5万分の1程度の地形図に位置を記載したもの）

実績報告時 : 事業実施主体が森林所有者と異なる場合、事業着手前に森林所有者の合意が得られていることが確認できる資料を添付すること。

: 植栽に際し必要な手続きがあれば現地着手前までに手続きを完了したことを、確認することができ資料を添付すること。

: 施業図（縮尺5千分の1程度の地形図に位置を記載したもの）

: 施工写真（施行地全体、事業実施前、事業実施中、事業実施後）

: 経費等が確認ができる資料

様式第 3 号（第 4 条、第 8 条、第10条関係）

〇〇年度鳥取県松くい虫等防除事業収支予算（決算）書

1 収入

区分		予算（決算）額	備考
県補助金			
市町村費			
計			

2 支出

区分	費目	予算（決算）額	積算基礎	備考
	小計			
	小計			
計				

（注）区分欄は、事業区分を記入すること。

3 完了年月日

4 他の補助金の活用

環境負荷低減チェックシート
(地方公共団体)

地方公共団体名

環境負荷低減の取組		チェック欄 実施する
エネルギーの節減	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	☐
	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	資源の再利用を検討	☐
環境関係法令の遵守等	みどりの食料システム戦略の理解	☐
	関係法令の遵守	☐
	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐

様式第5号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

（職氏名）

〇〇年度鳥取県松くい虫等防除事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県松くい虫等防除事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、………とし、その内容は、………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県松くい虫等防除事業費補助金交付要綱（平成12年4月4日付森保第15号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規定の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。また、本補助金のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第2条第4項に規定する間接補助金に該当するものについては、その収受及び使用、補助事業の遂行にあたっては、規則及び要綱のほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付47林野政第640号）、森林病虫害等防除事業実施要領（昭和57年4月5日付林野保第122号林野庁長官通達）の規定に従わなければならない。

6 その他の条件

（1）補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、その処分制限期間を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した台帳及び関係書類を整備保管しなければならない。

（2）規則第25条第2項の知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合において、知事が当該収入の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、これに従わなければならない。

年 月 日

職 氏名 様

所在地

名称

代表者

〇〇年度鳥取県松くい虫等防除事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあったとっとり鳥取県松くい虫等防除事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

1 交付された補助金等の額の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第 6 号別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
- (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

単位 円

区分		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分	非課税仕入れ	合計
		A=a+b+c	a	b	c	B	A+B
経費の内訳							
	合計						

- (2) 課税売上割合 〇〇%
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法